自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

令和6年11月1日 道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等　最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転　3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って つながる笑顔

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

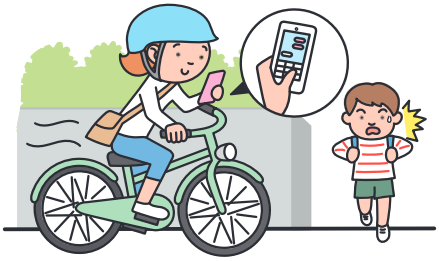

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は**10万円以下の罰金**

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は**30万円以下の罰金**

酒気帯び運転および幇助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は**30万円以下の罰金**

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反　5万円以下の罰金

危険行為　信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。